

## 3 乗降場

### ■基本的な考え方■

高齢者や身体障害者等が安全かつ容易に通行できる構造とする。

#### 整備基準

##### 3 乗降場

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 乗降場へ通ずる出入口又は乗降場に停止するエレベーターの昇降路の出入口から(3)に規定する部分には、線状ブロックを敷設すること。
- (3) 乗降場の先端のうち、公共交通機関の乗降を利用する部分には、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。
- (4) 乗降場の両端には、転落防止用のさくを設けること。

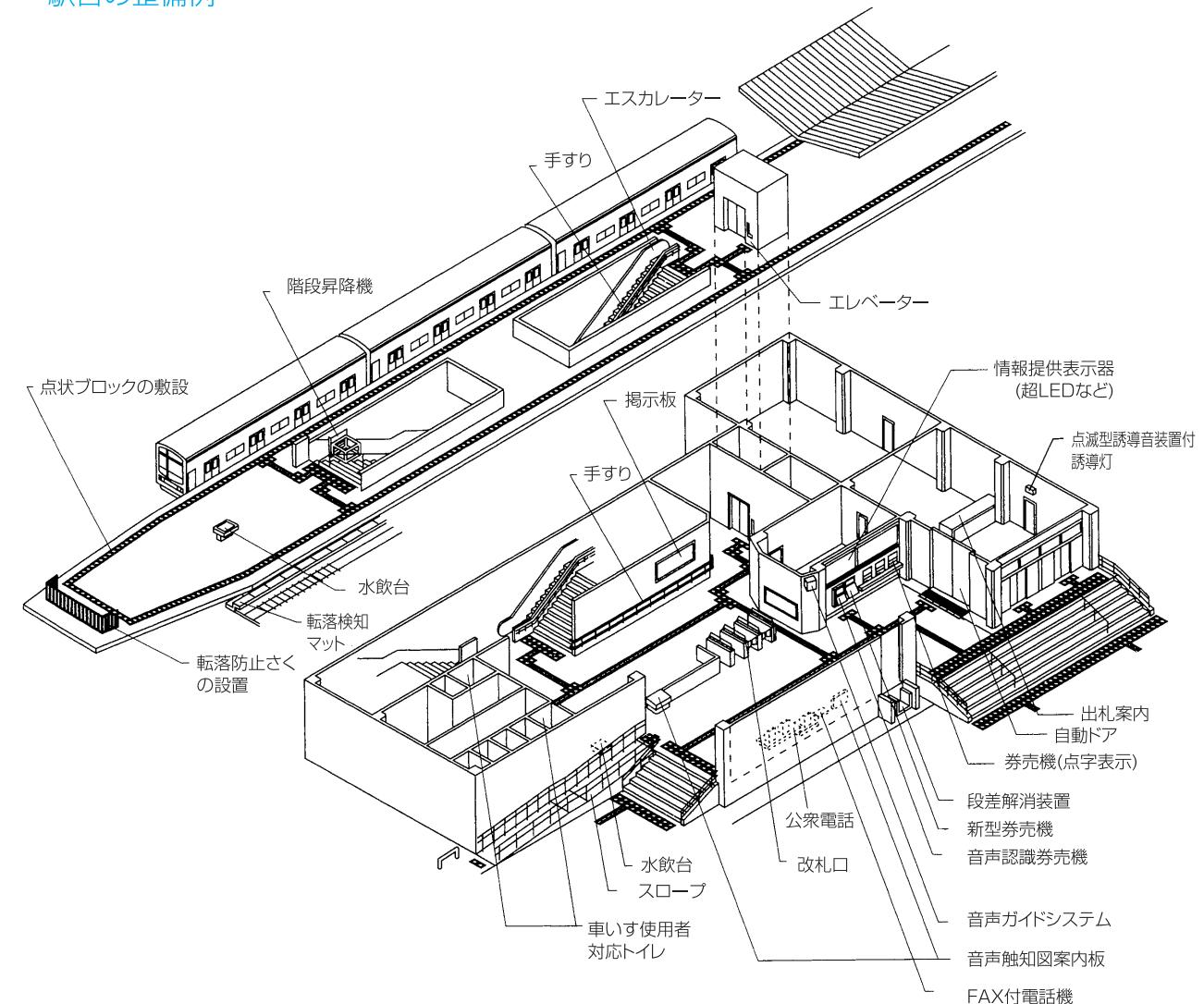
#### 整備基準の解説

##### ●整備の対象

視覚障害者等が安全かつ円滑に利用できる構造とする。

項目	解説
(3)点状ブロック	○ホームの縁端から80cm以上の位置に連続して設ける。
(3)ホームドア、可動式ホームさく	○車両ドアとの間の閉じ込めやはさみ防止措置を図る。また、ドアの開閉を音声・音響等で知らせる設備を設置することが望ましい。 ○ホームドア、可動式ホームさくの開口部には点状ブロックを敷設する。 ○可動式ホームさくの高さは、乗降客が身を乗り出した場合等の接触防止対策や乗務員の出発監視の観点から適切な高さとする。
(4)転落防止用のさく等	○転落防止のために高さ110cm以上のさくや壁等を設ける。

### 駅舎の整備例



### 乗降場の整備例

